

鹿児島工業高等専門学校教員研修取扱要項

第1条 本校における教員の研修については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

第2条 前条の研修を受けようとする者は、職務専念義務免除願（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する細則に規定する様式1）により、所属する類長又はリベラルアーツ系長及び教務主事を経て、人事係に提出し、事前に校長の承認を経なければならない。

附 則

この要項は、昭和47年11月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校教員研修取扱要項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年5月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。